

生産活動活性化支援事業補助金交付要領

(令和2年8月27日付け2障第391号障がい者支援課長通知)

(趣旨)

第1条 この要領は、生産活動活性化事業補助金交付要綱(令和2年8月27日付け2障第391号健康福祉部長通知。以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、生産活動活性化支援事業補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(要綱第4条関連)

第2条 要綱第4条に規定する補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- (2) 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用
- (3) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- (4) 新たな生産活動への転換等に要する費用
- (5) 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用
- (6) その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

(要綱第5条関連)

第3条 要綱第5条に規定する基準額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める式により算出する。ただし、算出された額が50万円を超える場合は、50万円とする。

- (1) 要綱第3条第1項第4号アに該当する要件を満たす補助事業所の場合
直前の事業年度の年間生産活動収入－(対象月の生産活動収入×12)
- (2) 要綱第3条第1項第4号イに該当する要件を満たす補助事業所の場合
直前の事業年度の年間生産活動収入－[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]
- (3) 要綱第3条第2項第1号アに該当する要件を満たす補助事業所の場合
事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－(対象月の生産活動収入×12)
- (4) 要綱第3条第2項第1号イに該当する要件を満たす補助事業所の場合
事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額－
(対象月の生産活動収入×12)
- (5) 要綱第3条第2項第2号アに該当する要件を満たす補助事業所の場合
事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額－
[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]
- (6) 要綱第3条第2項第2号イに該当する要件を満たす補助事業所の場合
事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額－
[(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

(要綱第6条関係)

第4条 要綱第6条に規定する生産活動活性化支援事業補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。なお、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 生産活動収入の状況を確認できる書類（財務諸表等）
- (2) 申請額の金額を確認できる書類（見積書等）

2 要綱第6条第2項の規定により複数の就労継続支援事業所を運営する補助事業者が一括申請する場合は、前項の交付申請書に事業所毎に生産活動活性化支援事業補助金交付申請書（一括申請用）を作成して添付するものとする。この場合、前項に規定する書類も添付するものとする。

（要綱第8条関係）

第5条 要綱第8条に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 生産活動活性化支援事業補助金内容変更承認申請（届出）書 別記様式第2号
- (2) 生産活動活性化支援事業補助金中止（廃止）承認申請書 別記様式第3号

（要綱第9条関係）

第5条 要綱第9条に規定する生産活動活性化支援事業補助金交付申請取下書は、別記様式第4号のとおりとする。

（要綱第10条関係）

第6条 要綱第10条に規定する生産活動活性化支援事業補助金実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。なお、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 支出額が分かる書類（領収書等）
- (2) 購入したものが分かる写真

2 要綱第10条第2項の規定により複数の就労継続支援事業所を運営する補助事業者が一括報告する場合は、前項の実績報告書に事業所毎に生産活動活性化支援事業補助金実績報告書（一括報告用）を作成して添付するものとする。この場合、前項に規定する書類も添付するものとする。

（要綱第11条関係）

第7条 要綱第11条に規定する生産活動活性化支援事業補助金交付請求書は、別記様式第6号のとおりとする。